

### 3. 河川整備の実施に関する事項

#### 3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

##### 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

##### (1) 河川改修

目標を達成するために、河口部尾崎排水機の排水能力(現況  $9\text{ m}^3/\text{s}$ )を  $28\text{ m}^3/\text{s}$  にまで向上させるとともに、排水能力を超える流入水を河川内に安全に貯留するため、海田高校前地点から河口までの約  $1.7\text{ km}$  区間について河床掘削を主体とした河川改修を実施します(図 - 3.1 参照)。なお、河床形状及び根固工等の構造物については、動植物の生息・生育環境に配慮し、適切な選定を行います。

##### (2) 水質浄化対策

目標を達成するために、悪臭を放つ堆積粘性土(ヘドロ等)を除去した後、既設水路等をできるだけ利用する方法で、隣接二級河川の瀬野川から尾崎川上流部に河川水  $0.17\text{ m}^3/\text{s}$  を導水し水質浄化を図ります。なお、浄化用水導水後に河川環境の変化が見られる場合は、学識者等の意見を踏まえ、水質観測や浄化対策等、適切な対応を行います。

河川工事施行区間及び主要地点の河川横断面形を図 - 3.2、図 - 3.3 に示します。

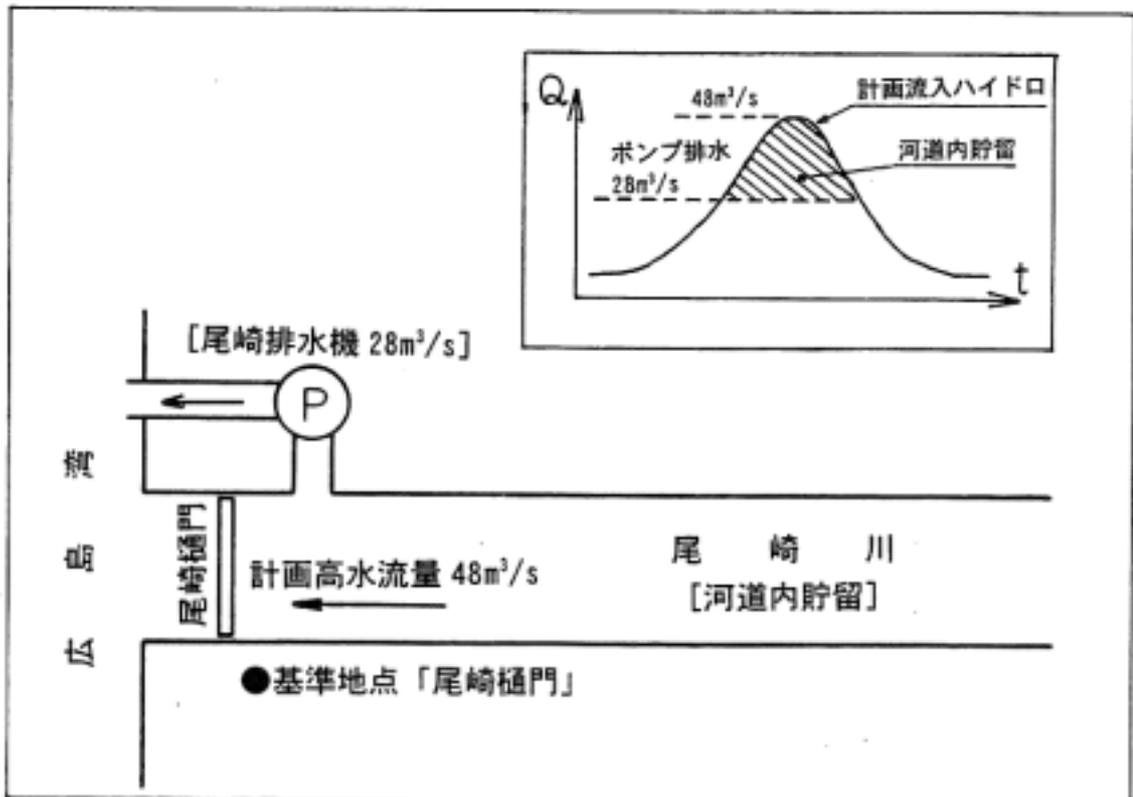


図 - 3.1 計画流量配分及び河川改修概要

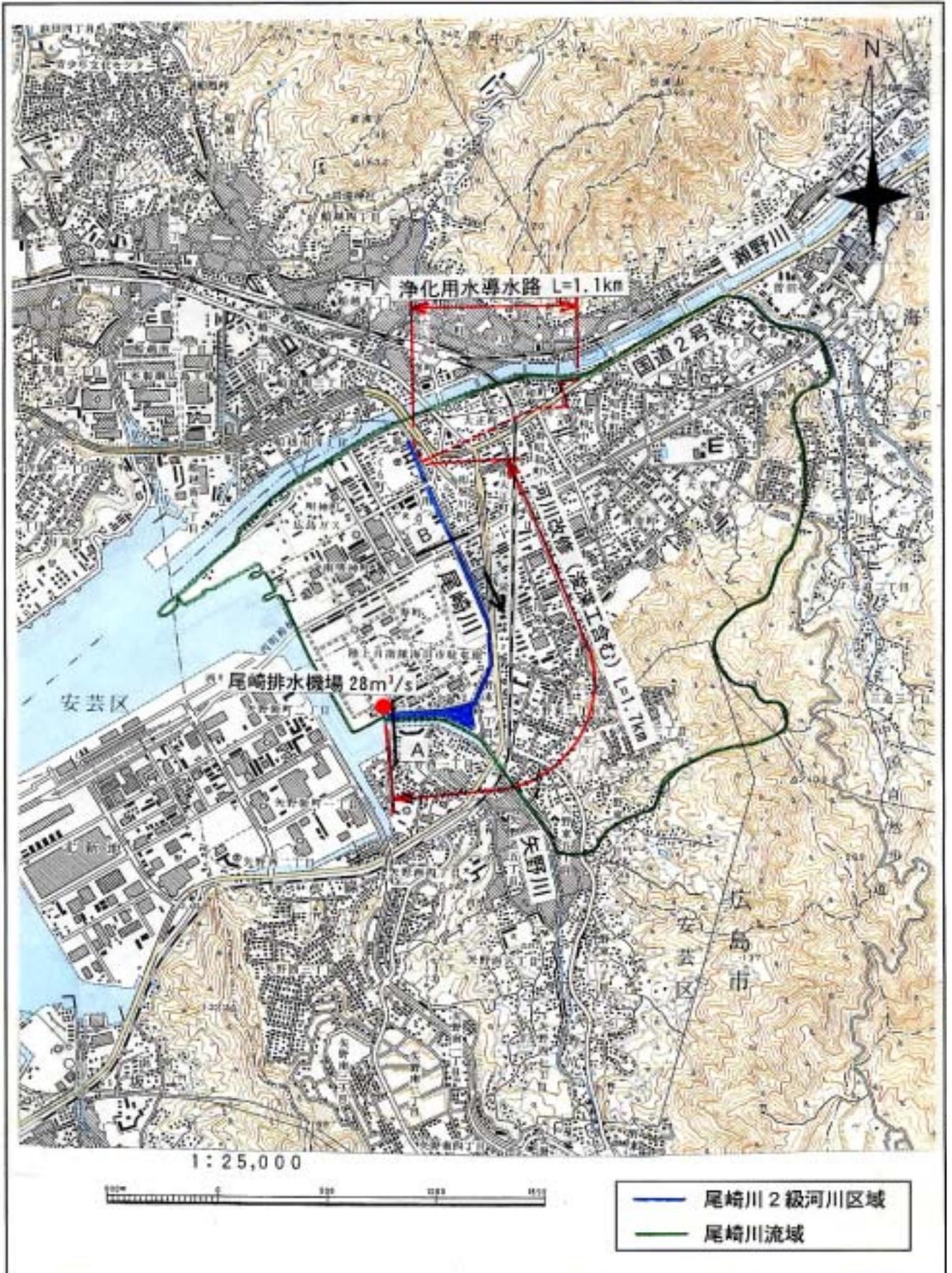


図 - 3.2 河川工事区間平面図

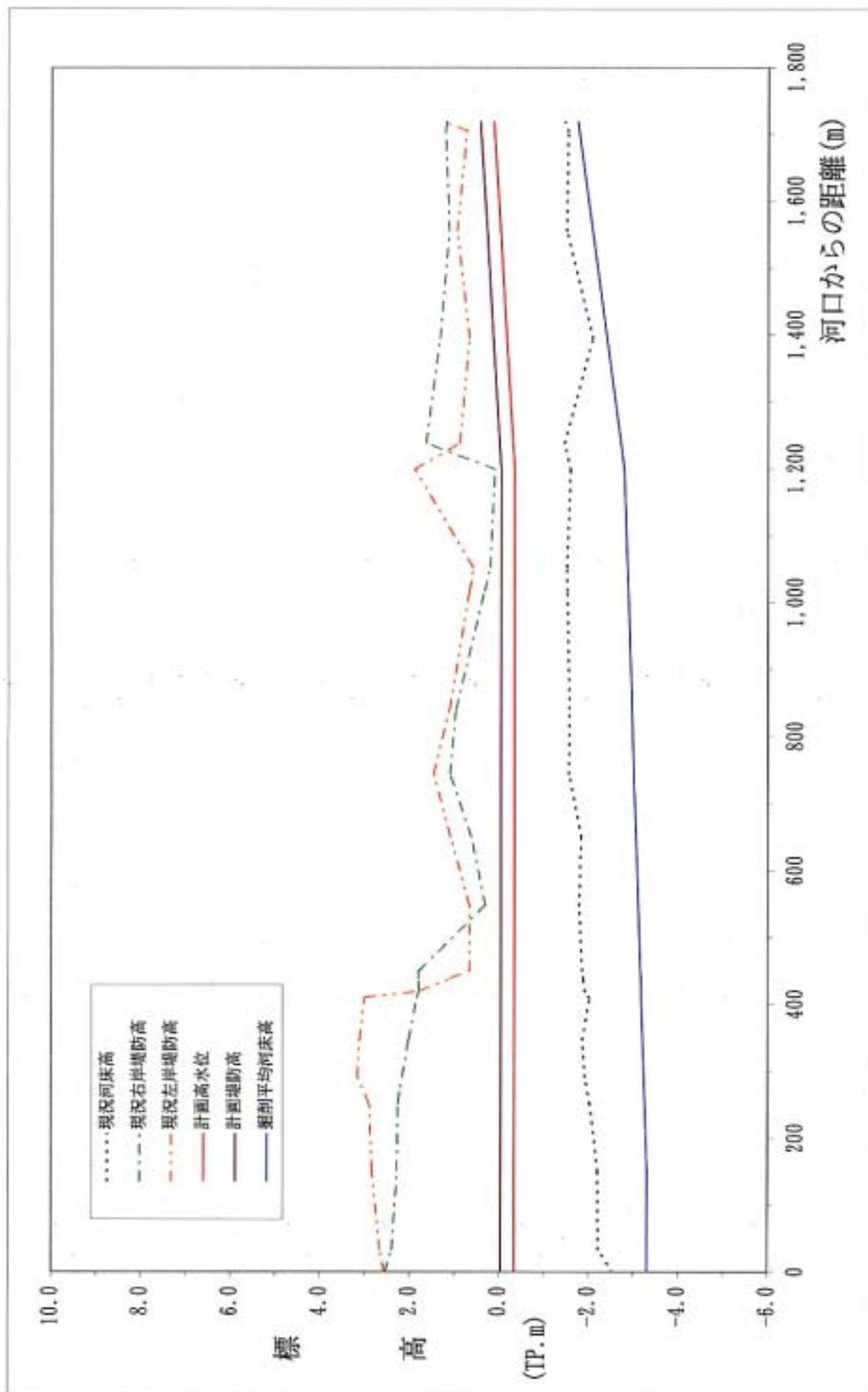
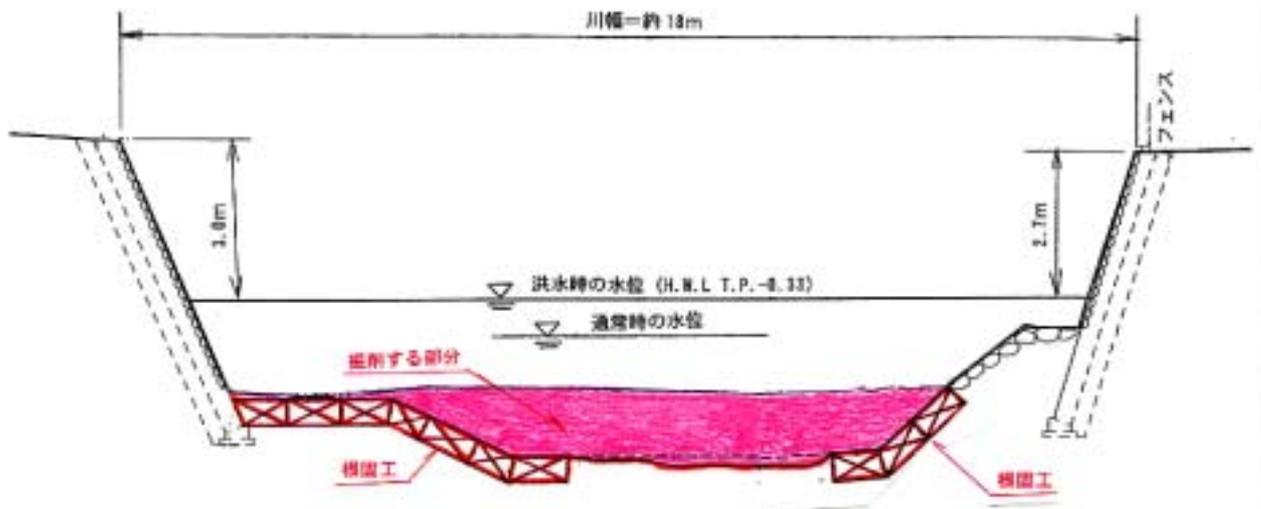
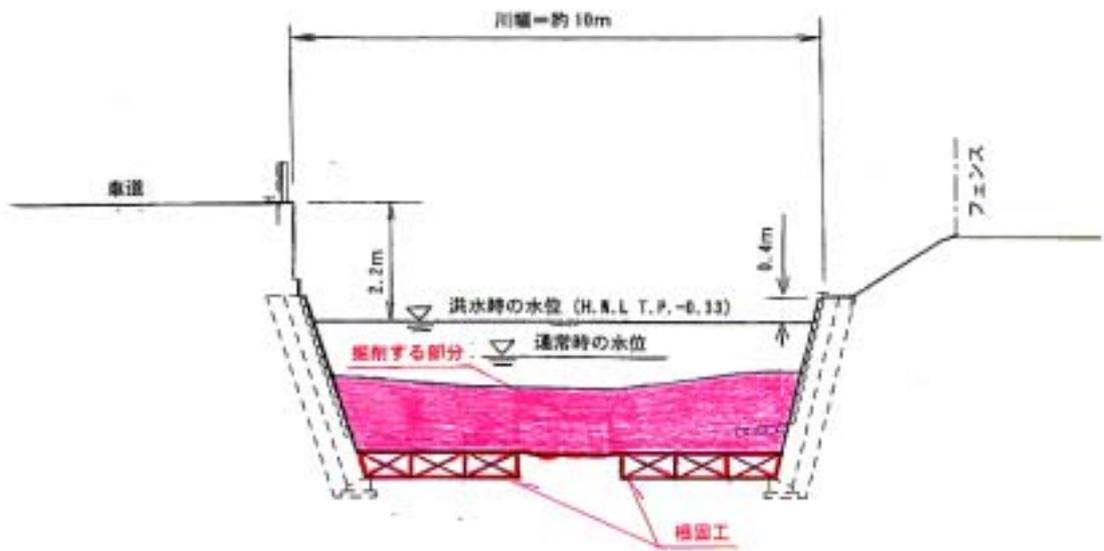


図-3.3 尾崎川縦断面図

A 尾崎樋門（基準地点）付近



B 県道矢野海田線交差点付近



※ 動植物の生息・生育環境に配慮し、根固工等の構造を適切に選定するとともに、河床形状に変化を持たせます。

— 現況の河川の形  
 — 整備を行う形

図 - 3.4 主要地点の河川横断面形

## 3.2 河川の維持の目的，種類及び施行の場所

### 3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は，地域の特性を踏まえつつ，洪水による被害の防止，河川の適正な利用，流水の正常な機能の維持，河川環境の整備と保全がなされるよう総合的に行います。

### 3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

河川の維持の施行場所は，尾崎川流域で広島県が管理する全区間とします。

#### (1) 河道の維持

長期の間にまたは出水により土砂が堆積し，治水上支障となる場合は，環境面も配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また，出水による河床低下により，護岸等構造物の基礎が露出すると災害の原因になるので，早期発見に努めるとともに，河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

#### (2) 護岸，浄化用水路等の維持

護岸等の河川管理施設については，亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに，河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。また，関係機関と協力し，浄化用水路の維持および適切な運用・管理を行います。

#### (3) 尾崎樋門，尾崎排水機場の維持

洪水防御及び水質浄化機能を維持するため，尾崎樋門及び尾崎排水機場を適切に運用するほか，それらの機能維持のため定期的に点検を行い，必要に応じ修繕等を実施します。